

## 第十三回

## 参議院大蔵委員会会議録 第五十五号

昭和二十七年五月二十二日(木曜日)午前十時四十九分開会  
出席者は左の通り。

委員長  
理事

平沼彌太郎君  
大矢半次郎君  
伊藤保平君  
菊川幸夫君  
木内四郎君

委員

岡崎眞一君  
黒田英雄君  
西川基五郎君  
溝端春次君  
小林政夫君  
小宮山常吉君  
田村文吉君  
森八三一君  
野溝勝君  
下條恭兵君  
油井賢太郎君  
木村祐八郎君

國務大臣  
大蔵大臣  
政府委員  
大蔵省主計局長  
大蔵省主税局長  
大蔵省理財局次長  
財局次長  
大蔵省銀行局長  
河野通一君

会員委員  
常任委員  
会員委員  
常任委員  
小田正義君  
木村常次郎君

事務局側

○委員長(平沼彌太郎君) では五十四回の大蔵委員会を開会いたします。  
○国民貯蓄債券法案について質疑を行います。  
○大矢半次郎君 「国民貯蓄債券は抽せんにより割増金を附することができる。」ということになつておりますが、実際先般の御説明では初めは成るべく割増金は附けないでやろといお考えなるやに伺つたのであります。が、実際はどういうふうにやつて行くつもりですか、少し詳しく御説明願います。

○説明員(高橋俊英君) まあ只今その銀行のほうにおきましても割増金附定期なんかをやつておられる。昔のことを考えますと割増金の附いたものといふ、これは勧業債券、それをまあ見做つて国民貯蓄債券の割増金を附けたのでございますが、最近では割増金を附けるところが宝くじも一方にある。非常にそういう射幸的な一般的に風潮があると言ひますが、最近では割増金を附ける。これは漸次一般的に是正するといふ、そういうものは余り好ましいものではないと考えるのでござりますが、この貯蓄債券をやります場合に、今そういう方法で同じことを貢倣つて

説明員  
大蔵省銀行局  
高橋俊英君  
本日の会議に付した事件  
○国民貯蓄債券法案(内閣提出、衆議院添付)・出、衆議院添付)

やつても、果してそれが非常に魅力のあるものであるかないか、むづかしいと思うのであります。ほかに割増金の付いたものがないというようなときでござりますると、大変魅力もございまが、今多少の割増金を附けましても或いはそれほど魅力がないと思う。ですからその道を行つて確実な利廻にならぬなどを出したほうが却つていいのじやないか。利廻は先ほど申上げました大体七分下廻るような程度になりますが、それは五年持つというこになります。その程度でありますと、利廻も、くじに当る、当らないでそんなに利廻の差が生じない。利廻の差が生ずるということでは却つて大多数の人には低い利廻りを受けることになる、ですから今のよだな時代には、却つて七分下廻る程度であります。が、確実な利廻になるよう債券のほうがいいのではないかとうかといお考えもある。併しまあ実際の実情から申しますと、一般的には割増金を附けたほうが余計売れるのじやないかという考えがござります。そこはやつて見なければわからないのであります。が、臨時金融制度懇談会等におきましても割増金を附けてやる必要はないように思われます。成るべくなら附けないほうがいいのではなくらうかという御意見もございましたので、私たちとしては当分割金を附けない方法でやつて行きました。併し情勢によりまして、一方に電源開発等の資金を供給するという必要もございますので、それでは余りにも

魅力がなくて売れないということになりますれば、年間差当り今年は六十億円、来年度は百億円くらいでござりますからして、その程度のものは売り捌くに必要な程度までは割増金を附けることとも考えられるのでござります。これらは見通しの問題でござりますが、私たちは少くとも今年度は割増金を附けないで売り捌いて見たが、こういうふうに考えております。が、私たちとしては少くとも今年度は割増金を附けないで売り捌いて見たが、これらは見通しの問題でござります。かく無記名であるかといいでござります。

○大矢半次郎君 これは割引発行によるものであります。が、税制の関係からいえば無税になるんですか、それと申してこれが売れるかどうか、非常に私は非常に利廻平均にしたい、こういふお話をござりますが、果してそのようにしてこれが売れるかどうか、非常に私は利廻になるよう債券のほうがいいのか非常に疑問じやないかと思ひます。割引興業

○説明員(高橋俊英君) 割引で発行いたしますものは源泉で課税はいたしません。でありますから厳密に申し上げますと、申告は普通の所得に合算して申告をして課税を受けることになります。この制度は皆様も御承知のようになります。が、あれを一体五年持つておれば、利廻はどの程度になるのですか。それと比較も伺いたい。

○大矢半次郎君 これは一万円以下となつておりますが、始めは額面千円くらいのものを出そぞうというお話をあります。そうするとコストが相当高くつく。殊に或る一定の期間経過後は買上げるという制度があります。が、五年までの間に相当買上げなければなりません。そうするとコストが相当高くなります。この点におきましては、従つてそらくことになつて来まして、従つてそく。発行者としては非常に高い利廻のものになるのじやないかと思います。大体

○説明員(高橋俊英君) これは只今大矢委員の仰せられましたように、途中で買上げますために、全部五年間でコスト、つまり発行経費や諸掛費を償却するというわけに参りません。私たちの予想でござりますが、これはいろいろなやり方がございますが、大体三年強くらいの平均歩留り、歩留り期間としては三年強くらいのところ、そういう前提においてこのコストを計算して見ますと、発行者たる資金運用部のコストといましましては、利潤は六分九厘六毛といましまして、経費を加えたコストは八分六厘四毛といふうな数字が出て来るわけでございますために、電源開発公社にこの金を以つて貸付ける場合の利率といましましておむね九分見当と考えておりますが、八分六厘四毛といふのは市中におけるところの、即ち幾らか長期の資金のコストといましましては、さほど高いとも申しますのは、成るほど額面千円でございますが、それらの印刷等のコストにつきましても印刷厅で目下準備しておりますが、普通の市中よりは大分安くできるよういたしておりませんが、その券面の小さい割合にはコストは比較的上らないということぞ

ざいます。

○大矢半次郎君 私はこれは利廻の点から言つても応募者に決して有利ではありませんが、先ほどお話をありました通り、非常に多額の割増金附のある定期預金が盛んに行われている、こうじら際に、このよつたものを出しても果してどの程度の消化があるであらうか、そうして英國、米国における例によりまして、途中で買上げますために、全部五年間でコスト、つまり平均歩留り、歩留り期間としては三年強くらいのところ、そういう前提においてこのコストを計算して見ますと、発行者たる資金運用部のコストといましましては、利潤は六分九厘六毛といましまして、経費を加えたコストは八分六厘四毛といふうな数字が出て来るわけでございますために、電源開発公社にこの金を以つて貸付ける場合の利率といましましておむね九分見当と考えておりますが、八分六厘四毛といふのは市中におけるところの、即ち幾らか長期の資金のコストといましましては、さほど高いとも申しますのは、成るほど額面千円でございますが、それらの印刷等のコストにつきましても印刷厅で目下準備しておりますが、普通の市中よりは大分安くできるよういたしておりませんが、その券面の小さい割合にはコストは比較的上らないということぞ

ざいます。

○大矢半次郎君 私はこれは利廻の点から言つても応募者に決して有利ではありませんが、先ほどお話をありました通り、非常に多額の割増金附のある定期預金が盛んに行われている、こうじら際に、このよつたものを出しても果してどの程度の消化があるであらうか、そうして英國、米国における例によりまして、途中で買上げますために、全部五年間でコスト、つまり平均歩留り、歩留り期間としては三年強くらいのところ、そういう前提においてこのコストを計算して見ますと、発行者たる資金運用部のコストといましましては、利潤は六分九厘六毛といましまして、経費を加えたコストは八分六厘四毛といふうな数字が出て来るわけでございますために、電源開発公社にこの金を以つて貸付ける場合の利率といましましておむね九分見当と考えておりますが、八分六厘四毛といふのは市中におけるところの、即ち幾らか長期の資金のコストといましましては、さほど高いとも申しますのは、成るほど額面千円でございますが、それらの印刷等のコストにつきましても印刷厅で目下準備しておりますが、普通の市中よりは大分安くできるよういたしておりませんが、その券面の小さい割合にはコストは比較的上らないということぞ

ざいます。

○政府委員(河野通一君) 御意見御尤もな点もあると思うのであります。これは見方の問題でありますと、私はどうかというふうな感じがいたしましたが、如何でしよう。

○政府委員(河野通一君) 御意見御尤もな点もあると思うのであります。これは見方の問題でありますと、私はどうかというふうな感じがいたしましたが、如何でしよう。

○説明員(高橋俊英君) それは、どうも資金運用部から申しましても、ほかのものが預託金五年ものは五分五厘、今度金利が上つて六分五厘にも当るというのでは、資金運用部の独立核算の点から言っても非常に疑問がある、新らしく起価値のあるものかどうかということに非常に疑いがかかるのではないかかと思ひます。又その使途の方面から言つても、こういうのはむしろ郵便貯金よりも零細な資金を集めることを目的とするのであるので、金利を定めることは、中小商業者の金融のほうに向けるべきものである、電源開発のよつたものに向けるのは大分安くできるよういたしておりませんが、その券面の小さい割合にはコストは比較的上らないということぞ

ざいます。

○大矢半次郎君 私はこれは利廻の点から言つても応募者に決して有利ではありませんが、先ほどお話をありました通り、非常に多額の割増金附のある定期預金が盛んに行われている、こうじら際に、このよつたものを出しても果してどの程度の消化があるであらうか、そうして英國、米国における例によりまして、途中で買上げますために、全部五年間でコスト、つまり平均歩留り、歩留り期間としては三年強くらいのところ、そういう前提においてこのコストを計算して見ますと、発行者たる資金運用部のコストといましましては、利潤は六分九厘六毛といましまして、経費を加えたコストは八分六厘四毛といふうな数字が出て来るわけでございますために、電源開発公社にこの金を以つて貸付ける場合の利率といましましておむね九分見当と考えておりますが、八分六厘四毛といふのは市中におけるところの、即ち幾らか長期の資金のコストといましましては、さほど高いとも申しますのは、成るほど額面千円でございますが、それらの印刷等のコストにつきましても印刷厅で目下準備しておりますが、普通の市中よりは大分安くできるよういたしておりませんが、その券面の小さい割合にはコストは比較的上らないということぞ

ざいます。

○説明員(高橋俊英君) それは、どうも資金運用部から申しましても、ほかのものが預託金五年ものは五分五厘、今度金利が上つて六分五厘にも当るというのでは、資金運用部の独立核算の点から言っても非常に疑問がある、新らしく起価値のあるものかどうかということに非常に疑いがあるのではないかかと思ひます。又その使途の方面から言つても、こういうのはむしろ郵便貯金よりも零細な資金を集めることを目的とするのであるので、金利を定めることは、中小商業者の金融のほうに向けるべきものである、電源開発のよつたものに向けるのは大分安くできるよういたしておりませんが、その券面の小さい割合にはコストは比較的上らないということぞ

ざいます。

○木村福八郎君 この貯蓄債券の発行の主体ですが、これは資金運用部特別会計で発行するのか、一般会計分として発行するのですか。

○説明員(高橋俊英君) 只今の御質問にお答えいたしますが、資金運用部特

度の消化があるであらうか、そうして

英國、米国における例によりまして

買上げますために、全部五年間でコスト、つまり平均歩留り、歩留り期間としては三年強くらいのところ、そういう前提においてこのコストを計算して見ますと、発行者たる資金運用部のコストといましましては、利潤は六分九厘六毛といましまして、経費を加えたコストは八分六厘四毛といふうな数字が出て来るわけでございますために、電源開発公社にこの金を以つて貸付ける場合の利率といましましておむね九分見当と考えておりますが、八分六厘四毛といふのは市中におけるところの、即ち幾らか長期の資金のコストといましましては、さほど高いとも申しますのは、成るほど額面千円でございますが、それらの印刷等のコストにつきましても印刷厅で目下準備しておりますが、普通の市中よりは大分安くできるよういたしておりませんが、その券面の小さい割合にはコストは比較的上らないということぞ

ざいます。

○木村福八郎君

それはわかるのです

が、併し普通の預金と違うのでしょ

う。一種の公債を発行するわけでしょ

う。それで歳入歳出に計上されない特

別の資金として保有されるわけです

ね。そういうわけでしょ。ですから

法律を以て定める場合に限り、特別の

資金を保有することができます。」となつてありますから、財政法を適用され、四十四條の規定によると思つんで

す。法律によつて歳入歳出に計上しない資金を保有できる、こういうふうに私は解釈しなければ、普通の郵便貯金と違うのですから、債券を発行したり公債を発行するのですから、そういう解釈によらなければならぬのではないかと思つたのですが、如何ですか。

○説明員(高橋俊英君) 只今の木村委員のお説の通りだと思います。私は財政法に何もないとうかり申上げましたが、第四十四條にそういう規定がございますれば、その規定に基いた特別の法律によりまして、歳入歳出外の資金としてこれを把握する、こういうふうに考えております。

○木村輔八郎君 そうなるとやはり問題が出て来ると思うんです。一應四十

四條の規定によつて「国は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保

有することができる。ところがこれ

は四十四條の規定では大体いわゆる總計予算主義ですか、第十四條の例外規

定になるわけですが、併しそれは大体

いうところに適用されていて、まあ本

来ならば一般会計に所属すべきものを

そういうふうに法律を以て特別の資金

を保有する形にすることはできないの

でありますから、郵便局でやつておる定額を無記名にしたようなものでござい

ますと、資金運用部特別会計は、これ

は本来そういう債券を発行する所じや

ない。従つて資金運用部特別会計によつてこれを発行するというのじやない

ですから、一応一般会計分としてこれ

は発行すべきものであつて、それを便

宜的にこの法律によつて取扱をしよう

といつのであつて、実はこの発行の形

式自体が私は四十四條の精神には合つてない、違反しておると思つたのです

が、どうですか。

○説明員(高橋俊英君) 別に併しそう

いと違うのではないかということにはならない

定されておりまして、それ以外の資金は

いと違うのでござります。ですから、こ

れは取扱の問題でござりまして、アメ

リカの制度ではたしか歳入に上げてお

ると思いますが、歳入歳出を通してこ

ういう債券の經理をするといふことは、

これは考へられることであります。た

だ私たちの考へいたしましては、昔

の貯蓄債券は便宜勧業銀行に発行され

まして、その手取金を全部預金部に預

入させ、その利子を拂つて行く、こう

いうやり方をしたわけであります。今

度の場合にはまあ誰が発行するかとい

うことが問題になつたのであります

が、今更勧業銀行は特殊銀行でも何で

もございませんし、それに発行させ預

入させるといふ方法をとらなくていい

のじやないか。但しこの資金を一般

会計を通してやるということは、まあ

予算その他の関係から言つては、非常

に厳密にはなりますけれども、前に行

なつた勧業銀行に発行させてそれを預

入させるといふ方法が許されておつた

ということであるならば、この資金を

保有する形にするとはできないの

でありますから、郵便局でやつておる定

額を無記名にしたようなものでござい

まして、そういう点でそれほど厳密に

歳入歳出を通さなければならんとい

う規定を加える必要もない。これを運用

するといふことが主たる目的でござい

が、どうですか。

○木村輔八郎君 併しそれはこういう

貯蓄債券を発行する側からすれば法律の立て方なり或いはいろいろな慣例

に抵触するといふこともありつこない

で、今の財政法、それから資金運用

部特別会計を見て、こういう形式で

う制約はないように考えておるのでござります。

○木村輔八郎君 併しそれはこの

貯蓄債券を発行する側からすれば

のじやないか。こういうふうに考えて

やつたわけでござります。法律上は別

に一般会計を通さなければならんとい

う制約はないように考えておるのでござります。

○木村輔八郎君 別に併しそう

いと違うのでござります。ですから、こ

れは取扱の問題でござりまして、アメ

リカの制度ではたしか歳入に上げてお

ると思いますが、歳入歳出を通してこ

ういう債券の經理をするといふことは、

これは考へられることであります。た

だ私たちの考へいたしましては、昔

の貯蓄債券は便宜勧業銀行に発行され

まして、その手取金を全部預金部に預

入させ、その利子を拂つて行く、こう

いうやり方をしたわけであります。今

度の場合にはまあ誰が発行するかとい

うことが問題になつたのであります。

○木村輔八郎君 併しそれはこの

貯蓄債券を発行する側からすれば

のじやないか。こういうふうに考えて

やつたわけでござります。法律上は別

に一般会計を通さなければならんとい

う制約はないように考えておるのでござります。

○木村輔八郎君 別に併しそう

いと違うのでござります。ですから、こ

れは取扱の問題でござりまして、アメ

リカの制度ではたしか歳入に上げてお

ると思いますが、歳入歳出を通してこ

ういう債券の經理をするといふことは、

これは考へられることであります。た

だ私たちの考へいたしましては、昔

の貯蓄債券は便宜勧業銀行に発行され

まして、その手取金を全部預金部に預

入させ、その利子を拂つて行く、こう

いうやり方をしたわけであります。今

度の場合にはまあ誰が発行するかとい

うことが問題になつたのであります。

○木村輔八郎君 併しそれはこの

貯蓄債券を発行する側からすれば

のじやないか。こういうふうに考えて

やつたわけでござります。法律上は別

に一般会計を通さなければならんとい

う制約はないように考えておるのでござります。

○政府委員(河野一之君) 貯蓄債券の發行については資金でしょ、これ

とは違うかもしませんが、まあ從來

いつたものは国の各般の支拂の財産と

いうべき收入というふうに実は解して

おりませんで、従つて旧会計法でも現

在の財政法でも同じであります。が、そ

のじやないか。こういうふうに考えて

やつたわけでござります。法律上は別

に一般会計を通さなければならんとい

う制約はないように考えておるのでござります。

○政府委員(河野一之君) これは貯蓄

債券の發行の根拠法でありますから、そ

の根拠法で發行することはできる。そ

れで持つ資金といふのは、この資金に

はいろいろありますから、この資金に

は消費的資金、あるいは整理的資金、

あるいは運用的資金、あるいは整備的資金

などいろいろな性質のものがあります。

○政府委員(河野一之君) これは貯蓄

債券の發行の根拠法でありますから、そ

の根拠法で發行することはできる。そ

れで持つ資金といふのは、この資金に

は消費的資金、あるいは整理的資金、

あるいは運用的資金、あるいは

資金運用部特別会計法には債券を発行して、それを運用していいというわけではないと思うのです。運用について

は郵便貯金その他についての運用についてはあると思いますけれども、債券を発行していいといふべき規定はない、資金運用部特別会計には。ですからその法律によつて、特別資金を保有することができるといふ場合は、何か資金のうちで、そういう資金特別会計、そういうものがなければならないのではないか

いのです。

○政府委員(河野一之君) それは資金を持つこと自体に法律が必要というの

であります、外為でもその他の特別会計でも、その資金を経理するための特別会計資金を持てるか、持てないか

ということは、別個にまあ特別会計法で規定されてあることがあります。別個の根拠によってできておるのであつて、その運用なり或いは整理についてどういうような經理でやつて行くかといふのが特別会計、その場合に何を収入と見、何を支出と見るかといふのは特別会計法にみた書いてあるわけですね。殊に財務債券の分は、この根拠法によつて発行したものの収入金が資金運用部の運用資金になる、つまりそ

れで預けるという恰好になつて、それで運用部特別会計法ができる。こういう問題だ

会計法の適用を受けて何を収入と見、何を支出と見るかといふことは、資金運用部特別会計法ができる。こういう問題だと私は思うのです。

○木村謙八郎君 運用のほうはわかるのですが、私はやっぱりこれは国债だから、本来なら私は歳出歳入予算に計上して然るべきだと思ひますけれど

うふうにしておりますので、どうぞその根拠をいろいろ調べて見ただころ

が、よくわからないのです。結局四

四條に基いてやるかと、資金運用特別会計で発行するかといふと、資金運用部特別会計ではそういうことはではなく

きないわけなので、やはり一般会計分として発行するということになると思

うのです。実質は、運用のほうは資金運用部特別会計のほうでやる。で私は大蔵大臣が見えましらこの点お伺い

のですが、法律によつて国債という取扱いをしないように、いろいろ法律で定めていますけれども、法律の條文の規定では國債ではないというふうに

してあるのですけれども、実体は國債ではないですか。

○政府委員(河野一之君) 實体はそれ

は國債だと思います。併し國債による

収入金を歳入にするかしないか、これが

いつか特別会計、その場合に何を収入と見、何を支出と見るかといふのは

特別会計法にみた書いてあるわけですね。殊に財務債券の分は、この根拠法によつて発行したものの収入金が資金

運用部の運用資金になる、つまりそ

れで預けるといふのが特別会計法

で、使いつばなしの金でないという意味で、一般収入とは見ないというふうに私は見ておるのです。

○本村謙八郎君 そいたしますと、

普通の政府の出資金などとどう違うのですか。例えば日本開發銀行、そう

いうところの一つの運用資金になるのですね、向うへ行けば……。

○政府委員(河野一之君) それは出資金といふものは向うに出した出資金であります、それが仮に公債で拂おう

と何であらうと財源が何から出ておろうと、とにかくそれは国の出資といふ、需要を充たすための財源である、

財源と申しますが、その経費である、

とくにかくそれは國の出資といふ、規定では國債ではないというふうに

してあるのですけれども、実体は國債ではないですか。

○政府委員(河野一之君) 實体はそれ

は國債だと思います。併し國債による

収入金を歳入にするかしないか、これが

いつか特別会計、その場合に何を収入と見、何を支出と見るかといふのは

特別会計法にみた書いてあるわけですね。殊に財務債券の分は、この根拠法によつて発行したものの収入金が資金

運用部の運用資金になる、つまりそ

件費とか物件費というものが支出でなければならない。そういう直接特別会計としての何と申しますか、特別会計のものになりますが、損益

損益ということになりますが、損益に關係のないものは収入、支出とは見

ないというのが特別会計においての考

え方であります。これらやはり財政法の二條から出でる建前と少し違いますけれども、精神的には同じことであります。

○本村謙八郎君 その預金という形をとればいいのですけれども、こういう形をとるから問題があると公債という形をとるから問題があると

思つたのですが、それで私は、そんな

公債の形を今後とつて行けば非常に

濫用の弊害が出て来ると思うのです。

歳入歳出に計上しないで、それは今非

常に急ぐから、電源開発資金が非常に必要で、切羽詰つて、さつき大矢さん

の言われたように戦時緊急事態とい

うような時でなければコストを無視して

こいつ小額債券の発行をするもので

はないとは、こういう御説明があつたので、私も從来の小額債券の発行につい

るところが今後私は公債発行の一つの形として一步踏み出して行く、こういうことになつて行くのかどうか。

○説明員(高橋俊英君) まあ只今の御説で申しますとですね、先ほど私がこ

れと非常に似ているものを例として上げましたが、郵便貯金の種類の中に定

めました、郵便貯金の種類の中にはまだ記名式でございます。郵便貯金でございますから無記名名ではございません。記名式ではあります、記名式である無記名式であるということは、それが債券であるかないかということの區別にはなりません。これは当然でござりますが、それを一つの無記名の債券に置き換えたよななものでございまして、若しこれが國債であるということになりますが、それをしておる債券に近いものでございます。これ

はただ記名式でございます。郵便貯金でございますから無記名名ではございません。記名式ではあります、記名式である無記名式であるということは、それが債券であるかないかと、そういうことの區別にはなりません。これは当然でござりますが、それを一つの無記名の債券に置き換えたよななものでございまして、若しこれが國債であるということになりますが、それをしておる債券に近いものでございます。これ

はただ記名式でございます。郵便貯金でございますから無記名名ではございません。記名式ではあります、記名式である無記名式であるということは、それが債券であるかないかと、そういうことの區別にはなりません。これは当然でござりますが、それを一つの無記名の債券に置き換えたよななものでございまして、若しこれが國債であるということになりますが、それをしておる債券に近いものでございます。これ

はただ記名式でございます。郵便貯金でございますから無記名名ではございません。記名式ではあります、記名式である無記名式であるということは、それが債券であるかないかと、そういうことの區別にはなりません。これは当然でござりますが、それを一つの無記名の債券に置き換えたよななものでございまして、若しこれが國債であるということになりますが、それをしておる債券に近いものでございます。これ

はただ記名式でございます。郵便貯金でございますから無記名名ではございません。記名式ではあります、記名式である無記名式であるということは、それが債券であるかないかと、そういうことの區別にはなりません。これは当然でござりますが、それを一つの無記名の債券に置き換えたよななものでございまして、若しこれが國債であるということになりますが、それをしておる債券に近いものでございます。これ

はただ記名式でございます。郵便貯金でございますから無記名名ではございません。記名式ではあります、記名式である無記名式であるということは、それが債券であるかないかと、そういうことの區別にはなりません。これは当然でござりますが、それを一つの無記名の債券に置き換えたよななものでございまして、若しこれが國債であるということになりますが、それをしておる債券に近いものでございます。これ

はただ記名式でございます。郵便貯金でございますから無記名名ではございません。記名式ではあります、記名式である無記名式であるということは、それが債券であるかないかと、そういうことの區別にはなりません。これは当然でござりますが、それを一つの無記名の債券に置き換えたよなるものでございまして、若しこれが國債であるということになりますが、それをしておる債券に近いものでございます。これ

はただ記名式でございます。郵便貯金でございますから無記名名ではございません。記名式ではあります、記名式である無記名式であるということは、それが債券であるかないかと、そういうことの區別にはなりません。これは当然でござりますが、それを一つの無記名の債券に置き換えたよななものでございまして、若しこれが國債であるということになりますが、それをしておる債券に近いものでございます。これ

はただ記名式でございます。郵便貯金でございますから無記名名ではございません。記名式ではあります、記名式である無記名式であるということは、それが債券であるかないかと、そういうことの區別にはなりません。これは当然でござりますが、それを一つの無記名の債券に置き換えたよなるものでございまして、若しこれが國債であるということになりますが、それをしておる債券に近いものでございます。これ

はただ記名式でございます。郵便貯金でございますから無記名名ではございません。記名式ではあります、記名式である無記名式であるということは、それが債券であるかないかと、そういうことの區別にはなりません。これは当然でござりますが、それを一つの無記名の債券に置き換えたよななものでございまして、若しこれが國債であるということになりますが、それをしておる債券に近いものでございます。これ

はただ記名式でございます。郵便貯金でございますから無記名名ではございません。記名式ではあります、記名式である無記名式であるということは、それが債券であるかないかと、そういうことの區別にはなりません。これは当然でござりますが、それを一つの無記名の債券に置き換えたよなの

るところが今後私は公債発行の一つの形として一步踏み出して行く、こういうことになつて行くのかどうか。

○本村謙八郎君 そういう御答弁はお

経済的に見てこの小額債券が国債であることは明らかで、今言つた定額貯金とか何とかいうのと全く違つて、これは一つの擬制資本の一種なんです。よ。擬制資本の一種で、擬制資本の場合、会社が発行する場合は社債となり、國が発行する場合は国債となる資本蓄積の一つの方法なんです。併し今時金なんかとは全然違つて。それはもう少し公債の勉強をされたほうが多い、経済的に言つてそういうものと一緒にして我々にそんな答弁をされたのでは……、私はそれはおやめになつたほうがいいと思う。そういう御答弁では……。ですから、公債なんですから主計局長もはつきり公債とおつしやつたのですから、なぜ公債であるのにその公債としての取扱いを排除したか、例えば財政法第十四條の規定、それから減債基金に関する規定、こういふものを一應特例を設けて適用しないということになり、それから国債に関する法律も適用しないと、そういうことをしてあるのです。ところが法律上はそういうふうにしても実体としては經濟的な観点から見ればこれは国債ですよ、どうしてもなぜそういう変態的なこういう法律を出されたか、そこのところを……。

する国債とあるのであります。で、あなたの財政法十四條とか言われるのは、一般の歳出財源に充てるための国債につきましては減債基金等をやつておきます。それでござります。それから例えば食糧証券、これも国債でございます。併しこれには減債基金等ではございません。それから今度の貯蓄債券も国債でござりまするが、これは他の用途に貸付けするために発行するものであります。そこに階段がございます。で、食管特別会計のほうにおきましては、これは歳入歳出を予算として出して、その尻だけなしに全部の歳入歳出を予算で審議願う、そういうことになります。だから資金運用部資金の特別会計は郵便貯金はどのくらい入るか、或いは簡易保険がどれだけ申込みがあるか、いろんな強いて予算を以てきめる必要のないような特別会計であるのであります。従つてそれは損益の部分だけ予算で審議願う、こういうことにいたしている。そこに階段がござりますから、木村さんは非常に御勉強になつて誠に御尤もな御論議が多いようになりますけれども、国債といふことのかテゴリーを一つのものとお考えになつちやいけないと思います。国の機関がそういうものを発行したのでござりますから法律的には国債でございます。国債の取扱いにいろんな段階がござります。一般会計、特別会計、又ほかの特別会計といろんな種類がござりますから、一つの国債でこれを皆当てはめると言つてもそうは行かないのです。専門会計があり、又経理のいろいろな仕方もありますが、同時にこの電源開発

ものは一般の財源に充てる國債ではございません。そういう恰好で、強いて発行額を予算に計上して御審議願うて、その式でいいのではないか、そういうようなことにいたしております。これで御了承願いたいと思います。

○木村祐八郎君 私は、これはくどく御質問するのは、実は継続費の問題について、特別法律を以て予算、歳出歳入以外にそういうふる公債財源といふものを求めて、そしてやればいいじゃないか、そうしたときやはりそれは予算総計主義、この十四條から言つてまずい、こういうお話をだつたのです。が、継続費の場合、例えばイギリス、フランスのように單独立法を以て一つの事業会計に財源を與える。電源開発なら電源發開、そういうときに国のほうでは継続費予算という形でやる場合、これはどうしても歳出入のはうに入るけれども、私は継続費を認める場合には、それを歳出歳入から外して、外してと、いうより特別にそれを法律を以てそういう財源を作つてやる、こういうことについてやはり大藏省局ではそれは十四條の規定にどうもそぐわない。そういうものはやはり歳出歳入でないかと思うのです。一種の例外になつたのです。ですからこれもやはり私の一つの十四條の例外になるのぢやないですか。

○政府委員(河野一之君) これはどこ

のを歳出とみるか、これはいろいろ法律もあり、或いは慣例的なものもあるわけであります。おつしやるような旨は、そうしますと百億の国民好蓄券を資金運用部の収入金にして、それを歳入とする、これは一つの考え方だと思ひます。それは先ほど大臣が言われましたように、食糧証券を全部歳入とみて、そうして米を買う金を歳出とみる、こういう行き方と同じようでもあります。併しながら現在の資金運用部の特別会計法においては、そういうもののを歳入歳出とみておらない。従つていわゆる資産の出入りといふものを常入歳出とみないで、損益、つまり利子の支拂いであるとか利子の収入であるとか、そういうものを歳入歳出とみておられるのが、そういうわけであります。そういう特別会計にいきなりばこんとこの貯蓄債券の収入及び支出のみが出て来るといふのは現在の特別会計法の建前としちゃおかしい、又そういうものは食糧証券と違つた……同じ特別会計であつても違つた取扱をすべきじゃないかといふ意味において、又そういうことが何と弊害もない、こういう意味においてこの貯蓄債券の歳入歳出及び貸付というものを外しておるのだと、こういうふうに御了解願いたいと思ひます。

ことは私は問題じゃないかと思ふ。ういうことはやはりどうしても避けなければならないじやないか、一応成るほど法律を立ててこれは国会で審議されるのですから、それから差支えないようですが、それは予算統計主義という立場から、ハビタントの債というものに対してもそれが濫用されないように非常に嚴重な規定があるのですから、そういうものを作つた時は神から見れば、私はやはりどうしてこれが例外的なことになるのではなくか、その第一歩を踏み出すのはなかなか。まあ大きく言えば、講和独立後は公債々々と言つてだんなく公債発行主義に移つて行く一つの例がここに出たのじやないか。電源開発の資金弱つたものだから、非常に苦しんで来たの筈としてこういう形が出来たのではないか。そこで将来の濫用といふことをやはり私は問題にするわけです。

トの建前から資金運用部としてはしないと、こう言つておりましたが、非常に簡易保険や郵便貯金といふものが伸びて来た。政府の預金も資金運用部の中に出しておる、こういふときに金融債の引受も何にもできない、こうしたことになると、資金運用部特別会計自体が一つの経済行為をする。そこで私は今のように歳入歳出を全部を出す予算形式よりも、特別会計のうちでもこういふものにつきましてはそのようにしなくともいいのではないか、こう考えておるのであります。あなたのおりやうるよう郵便貯金も国の債務、いろいろありますようが、ただ証券の形をとつてあるかないかの問題だけが、こう考へてみると、私は資金運用部特別会計でこういふ債券を発行いたしました、そして特別の目的のためにやるというふうなことは濫用ではない。若しそれでも郵便貯金がうんと集まつたらこれは濫用になるのだ、郵便貯金の預け入れ限度を超える、こういふ議論と同じようになるのじやないかと思いますので、あなたの議論は採らないあります。

○木村謙八郎君 それは大臣は余り抽象的に考え過ぎていると思うのですが、それは資本の蓄積の方法は、強制的な蓄積の方法は税金によつて取上げて蓄積する方法もあります。それから預金という形で蓄積する方法もあるのです。株式、社債、公債、こういう形で資金を集めて行く方法もいろいろあります。ですから同じ国の場合にどうも同じだといふようなことは余りに問題が抽象的で、そういう資金蓄積をやる場合にどういう形を取るべきかといふことが具体的な問題

であつて、税金で取るか、或いは公債発行で取るか、或いは預金という形で取るか、どれが一番いいか。そこで問題になるのは、公債といふものはむやみにこれを出すものではないということはもう財政法の精神である。これに非常に嚴重な規定があるわけなんですが、だから私はそれを言つておるのではありませんが、郵便貯金といふ形で集めるその運用についてどうこう言つておるのではない。公債という形で取ることではない。公債といふ形を取ることを問題にしておるわけなんですが、それから資金運用部資金の銀行債の引受けについても、或いは三百億引受けないと言つたり言つてもいいと思うのですが、実は最初からもうそういうつもりでしたので、ああいうバランスを合せるために無理にしたのであつて、それをもつとはつきり説明されたほうがむしろいいのじやないかと思うのですが、当初から一応引受けけるつもりでおつて計算しておきながら、引受けないかのごとき我々に説明された。そのところはもう事情が変つたからはつきり説明されても差支えないとじやないかと思う。

○國務大臣(池田勇人君) 木村さんの話に誤解がありますから申上げておきますが、資金運用部のほうで金融債超過にしなければ見返資金の貸出超過のバランスをとつて、このインフレ予算を中性化することができなかつたのであつて、どうも私は前の政府の説明と違うと思うのです。資金がないからといふのではなくて、資金運用部にはあつても、それを三百億引揚超過にしておかないと見返資金のほうで貸出超過になるからそのバランスが合わない、こういふお話を思つます。併し必ずしも電源開発に限つてのところでは、先般も御説明申上げましたように、大体電源開発公社と申しますが、新らしくできる電源開発機関のほうへこの資金を廻す予定でございまして、併し必ずしも電源開発に限つてのところでは、先般も御説明申上げました。

○下條泰兵君 この法律の第一條に「資源の開拓その他経済の再建のため緊要な資金の調達に資することを目指す」とありますし、又電源開発に係る大企業の建設資金に貸出しするものとのところでは、先ず承わつておきます。

○政府委員(河野通一君) 差当り現在のところでは、先般も御説明申上げましたように、大体電源開発公社と申しますが、新らしくできる電源開発機関のほうへこの資金を廻す予定でございまして、併し必ずしも電源開発に限つてのところでは、先般も御説明申上げました。

○國務大臣(池田勇人君) これは私の申上げましたような新らしい電源開発機関のほうへ廻つて行くわけであります。

○國務大臣(池田勇人君) これは私の申上げましたような新らしい電源開発機関のほうへ廻つて行くわけであります。

○下條泰兵君 それではいま一つお尋ねしますが、この債券の発行によつては予定いたしております。これが今申上げましたような新らしい電源開発機関のほうへ廻つて行くわけであります。

○國務大臣(池田勇人君) これは私の申上げましたような新らしい電源開発機関のほうへ廻つて行くわけであります。

の機関が吸収いたします方法と並行してこの機関でやはり吸収して行く、いろいろな方法の一つとお考えを願いたいと思います。

○下條泰兵君 そうしますと、私はもう少し統計的に見て、これくらいのものを貯蓄債券を発行しても大丈夫だという数字の根拠に基いてやつたものと思いましたけれども、そうでなくて、ただほんの勘でこれくらいならば先ず差支えない、こういうふうに考えておられるというふうに了解してよろしうございますか。

○政府委員(河野通一君) 資金の吸收計画につきましては、先般大体貯蓄目標といふものをきめまして、本年度といたしましては大体六千八百億という資金の吸收の目標を立てております。勿論これはすべてがいわゆる浮動購買力ではございませんが、資金の吸收として大体目標を立てておりますのは六千八百億。その意味におきましては大体私どもが資金を吸収して行くという目標となつておる。ただ行き当りばつたりで資金を集め行こうといふことでございません。そういう目標に従つていろいろな方法で資金を集めて参りたいと、こういうふうに考えておる次第であります。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一つお尋ねいたしたいと思いますが、国民金融公庫のごときは本年度資金運用部資金が僅かに二十億で、非常に我々は公庫の資金が不足だということを指摘しておつたのであります。こうして零細な貯蓄を吸収して、それを全部電源開発のほうに振向けるというようなことは、ますます地方の中企業の資金を窮屈にしてしまふと思ひますけ

れども、大臣はこれに対してどういう御見解をお持ちですか、お伺いいたしたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) これは各方面に資金の需要があることは勿論でござります。併し我々といふたしましては地方の中小企業の問題を先づ考えまして、電力の不足によります中小企業のことを御迷惑も甚しいものがある見込みだということであります。併し我々といふたしましては、電力危機のときに先ずお困りになるのは中小企業のかたが大企業と同様にお困りになる。これが何をおいても先ずやらなければならぬのでござります。電力危機のときには、電力の不足によります中小企業なりのほうへ出資ばかりであつたのであります。併しこれ以外のお金につきましては、こ

れはお話を通りに、従来は一般会計の出資ばかりであつたのであります。併しこれ以外の金につきましては、こ

とを何をおいても先ずやらなければならぬと考えておるので、こういう特別な措置をとつておるのでござります。併しこれ以外のお金につきましては、こ

とを何をおいても先ずやらなければならぬと考えておるのであります。併しこれ以外の金につきましては、こ

とを何をおいても先ずやらなければならぬと考えておるのであります。併しこれ以外の金につきましては、こ

とを何をおいても先ずやらなければならぬと考えておるのであります。併しこれ以外の金につきましては、こ

とを何をおいても先ずやらなければならぬと考えておるのであります。併しこれ以外の金につきましては、こ

とを何をおいても先ずやらなければならぬと考えておるのであります。併しこれ以外の金につきましては、こ

とを何をおいても先ずやらなければならぬと考えておるのであります。併しこれ以外の金につきましては、こ

とを何をおいても先ずやらなければならぬと考えておるのであります。併しこれ以外の金につきましては、こ

源開発の資金に充てようという今の御計画と、どうも社種が合わんように思いますが、今大矢委員の質問に対する答弁を聞いておりますと、非常にこの

資金のコストが高くて八分六厘四毛になります。とにかく今の金利になるのですか

トいたしましては大体開発銀行から五十億、これが六十億ござりますか

といたしましては大体開発銀行から六十億一定をいたしております。従来は公共団体が御自由に一般財源を集めると、いうことは少かつたのであります

たが、今度は八十億程度見ていくのであります。而して従来の例から申しま

しても、資金運用部の短期融資も相当あつたのであります。情勢を見てから考慮いたしますが、只今のところ昨

年五百億に対しまして六百五十億プラス八十億になります。それで大体足りるのじやないかと考えております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 私は予算委員会で、お話をのように電源開発資金は

もつやすくできるといふことを言つたんだはございません。第一に考えな

ければいけないことで、是が非でもこ

の分は資金は確保しなければならん

と、こう言つたので、衆に金が集まる

というようなことにお取りになつては

間違いであると思ひます。私は今申上

げましたように、六千八百億円の貯蓄

目標を立てて、今までの貯蓄目標は常

に上回つておる、今度この六千八百億は

どう使うかといふ問題のときには電源

開発を一に考える、こういうことを申

上げたのであります。衆に集まるとは

思つておりません。而してこの金利は

高いから、安い外資のほうを廻したらど

うか、こういうお話をござりますが、

そう外資は乗々入れるものではないの

だけ伺つておきます。

○国務大臣(池田勇人君) この財源、預金の元といふものは各方面に相当あ

り得るのでござります。ただこの眠つて

いる資金をいろいろな方法で集める

こと、これが第一であります。そうち

て又眠つてはいないが、国民の所得か

らできただけ資本蓄積に協力を願つて、

節約して貯金してもらうのがその次に

ます。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。二割以上殖えておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣に一

方面から貸付けようと思つております。

○下條泰兵君 もう一点大蔵大臣に伺

ります。

○国務大臣(池田勇人君) 地方債の資

金運用部の引受けは六百五十億見ておりま

す。

○下條泰兵君 そこで私が大臣

大きい財源であります。これをやりますから、他の分に支障を來すという議論もありましようが、やはり他の分に支障を來たさないようにして地方団体でたくさん資金を集めるのが、この際としては必要だと思います。

○大矢半次郎君 私はこの際大蔵大臣に貯蓄増強と税制との関係についてお伺いしたいと思います。

貯蓄増強のために税制上種々考慮をめぐらし、或いは法人税において積立の課税を免ずるとか、或いは重要産業の減価償却の特例を認めるとか、或いは最近には無記名預金の制度も作るとかいろいろ考慮され、又その実績も着々挙つてあるようですが、併しこの間日銀總裁がここに来られて自分は素人でよくわからないがこう思う、というお話しもありましたが、又大蔵大臣は各種の機会において、例えば無記名預金の利子に対する源泉の百五十は高すぎるからこれを安くしよといふようなお考えも漏らしておられるようですが、舟山大蔵次官は有価証券の取扱税も高すぎるから撤廃するように努力するということでも、証券業者の会議等においても言っておられるようですが、今大蔵大臣はそういうふうに税制面において貯蓄増強に処するため、どういうことを差当りお考えになつてあるか、お伺い頂ければ結構であります。

○国務大臣(池田勇人君) 今お話しのよくな点を考慮いたしておりますし、又生命保険だとか郵便貯金とか、或い

はその他の預貯金利子の免税の限度等におきましていろいろ手があると思ふのであります。これは私は総合的に見て、とても定期預金のごとく長期預金は集まらないからして、できるだけ長期の銀行預金を集めることであります。併し今の郵便貯金その他の限度引上等の結果を見まして考えたいと思つております。

○大矢半次郎君 私は政府の努力を大いに認めますが、一方において或る程度税制の面から言つて行き過ぎの点があるのではないかと、うことを懸念しておる者でありますので、その点について大臣のお考えを伺いたい。それは先づ第一に、今普通銀行が割増金附の定期預金を非常に熱心にやつておられる。先般も大蔵大臣が言われた通り、現在の割増金附定期預金は預貯金の七割を占め、その額は四千億にも上り、恐らく定期預金をやつておるものの中でも、割増金附でないものを出し

ておるのは、極く少數のものではなからうかと思つております。而して割増金附につきましては御承知の通り税金が掛つてない、この点を利用いたしまして、普通銀行が空くじなしの総当りの割増金附をやつしている。で最低のものでも一千円について半年で二十円の利息をつける。つまり税が掛からずして、普通銀行が空くじなしの総当りで四分に割れるような割増金附の形で出している。それから無記名定期についても同じようにやつてあるので、お話をやつておるのと同様に、大臣がお考えになるような無記名定期の税金を安くするどころでない、無税

は認めたのは昭和二十二年か三年頃と思ひます。この当時はインフレ進行中少しおこりの手を打ちました。した結果を見まして、相当悪い切つた氣持を持っています。こういう資本蓄積の措置を取りたい。こういう時代に貯蓄増強のため税制上種々考慮をめぐらし、或いは法人税において積立の課税を免ずるとか、或いは重要産業の減価償却の特例を認めるとか、或いは最近には無記名預金の制度も作るとかいろいろ考慮され、又その実績も着々挙つてあるようですが、併しこの間日銀總裁がここに来られて自分は素人でよくわからないがこう思う、というお話しもありましたが、又大蔵大臣は各種の機会において、例えば無記名預金の利子に対する源泉の百五十は高すぎるからこれを安くしよといふようなお考えも漏らしておられるようですが、舟山大蔵次官は有価証券の取扱税も高すぎるから撤廃するように努力するということでも、証券業者の会議等においても言っておられるようですが、今大蔵大臣はそういうふうに税制面において貯蓄増強に処するため、どういうことを差当りお考えになつてあるか、お伺い頂ければ結構であります。

○国務大臣(池田勇人君) お話しのよくな点を考慮いたしておりますし、又生命保険だとか郵便貯金とか、或いは無記名定期の税金を安くするどころでない、無税

は認めたのは昭和二十二年か三年頃と思ひます。この当時はインフレ進行中少しおこりの手を打ちました。した結果を見まして、相当悪い切つた氣持を持っています。こういう資本蓄積の措置を取りたい。こういう時代に貯蓄増強のため税制上種々考慮をめぐらし、或いは法人税において積立の課税を免ずるとか、或いは重要産業の減価償却の特例を認めるとか、或いは最近には無記名預金の制度も作るとかいろいろ考慮され、又その実績も着々挙つてあるようですが、併しこの間日銀總裁がここに来られて自分は素人でよくわからないがこう思う、というお話しもありましたが、又大蔵大臣は各種の機会において、例えば無記名預金の利子に対する源泉の百五十は高すぎるからこれを安くしよといふようなお考えも漏らしておられるようですが、舟山大蔵次官は有価証券の取扱税も高すぎるから撤廃するように努力するということでも、証券業者の会議等においても言っておられるようですが、今大蔵大臣はそういうふうに税制面において貯蓄増強に処するため、どういうことを差当りお考えになつてあるか、お伺い頂ければ結構であります。

○国務大臣(池田勇人君) お話しのよくな点を考慮いたしておりますし、又生命保険だとか郵便貯金とか、或いは無記名定期の税金を安くするどころでない、無税

は認めたのは昭和二十二年か三年頃と思ひます。この当時はインフレ進行中少しおこりの手を打ちました。した結果を見まして、相当悪い切つた氣持を持っています。こういう資本蓄積の措置を取りたい。こういう時代に貯蓄増強のため税制上種々考慮をめぐらし、或いは法人税において積立の課税を免ずるとか、或いは重要産業の減価償却の特例を認めるとか、或いは最近には無記名預金の制度も作るとかいろいろ考慮され、又その実績も着々挙つてあるようですが、佷しこの間日銀總裁がここに来られて自分は素人でよくわからないがこう思う、というお話しもありましたが、又大蔵大臣は各種の機会において、例えば無記名預金の利子に対する源泉の百五十は高すぎるからこれを安くしよといふようなお考えも漏らしておられるようですが、舟山大蔵次官は有価証券の取扱税も高すぎるから撤廃するように努力するということでも、証券業者の会議等においても言っておられるようですが、今大蔵大臣はそういうふうに税制面において貯蓄増強に処するため、どういうことを差当りお考えになつてあるか、お伺い頂ければ結構であります。

○国務大臣(池田勇人君) お話しのよくな点を考慮いたしておりますし、又生命保険だとか郵便貯金とか、或いは無記名定期の税金を安くするどころでない、無税

は認めたのは昭和二十二年か三年頃と思ひます。この当時はインフレ進行中少しおこりの手を打ちました。した結果を見まして、相当悪い切つた氣持を持っています。こういう資本蓄積の措置を取りたい。こういう時代に貯蓄増強のため税制上種々考慮をめぐらし、或いは法人税において積立の課税を免ずるとか、或いは重要産業の減価償却の特例を認めるとか、或いは最近には無記名預金の制度も作るとかいろいろ考慮され、又その実績も着々挙つてあるようですが、佷しこの間日銀總裁がここに来られて自分は素人でよくわからないがこう思う、というお話しもありましたが、又大蔵大臣は各種の機会において、例えば無記名預金の利子に対する源泉の百五十は高すぎるからこれを安くしよといふようなお考えも漏らしておられるようですが、舟山大蔵次官は有価証券の取扱税も高すぎるから撤廃するように努力するということでも、証券業者の会議等においても言っておられるようですが、今大蔵大臣はそういうふうに税制面において貯蓄増強に処するため、どういうことを差当りお考えになつてあるか、お伺い頂ければ結構であります。

○国務大臣(池田勇人君) お話しのよくな点を考慮いたしておりますし、又生命保険だとか郵便貯金とか、或いは無記名定期の税金を安くするどころでない、無税

は認めたのは昭和二十二年か三年頃と思ひます。この当時はインフレ進行中少しおこりの手を打ちました。した結果を見まして、相当悪い切つた氣持を持っています。こういう資本蓄積の措置を取りたい。こういう時代に貯蓄増強のため税制上種々考慮をめぐらし、或いは法人税において積立の課税を免ずるとか、或いは重要産業の減価償却の特例を認めるとか、或いは最近には無記名預金の制度も作るとかいろいろ考慮され、又その実績も着々挙つてあるようですが、佷しこの間日銀總裁がここに来られて自分は素人でよくわからないがこう思う、というお話しもありましたが、又大蔵大臣は各種の機会において、例えば無記名預金の利子に対する源泉の百五十は高すぎるからこれを安くしよといふようなお考えも漏らしておられるようですが、舟山大蔵次官は有価証券の取扱税も高すぎるから撤廃するように努力するということでも、証券業者の会議等においても言っておられるようですが、今大蔵大臣はそういうふうに税制面において貯蓄増強に処するため、どういうことを差当りお考えになつてあるか、お伺い頂ければ結構であります。

○国務大臣(池田勇人君) お話しのよくな点を考慮いたしておりますし、又生命保険だとか郵便貯金とか、或いは無記名定期の税金を安くするどころでない、無税

簡素化して、誰が見ても法文の通り運用せられておるということにして、而して取るべきものは取る、財政収入を確保するというのがこの際取るべき賢明な道だと考えますが、如何ですか。  
○国務大臣(池田勇人君) 税制の壳じやないので、税制には穴はないのでございますが、穴を作つてそれから逃げて行こうという傾向になつておりますから、結果はお話を通りであります。私が大矢委員の御質問に対し、先ほどのお答え了一つの有力な税制改正の意見を申上げたことは、今回御審議御決定を願いました配当所得に対する源泉の二割の課税でございまします。これも配当所得は総合すべきものでございますが、今の実態から申しますと、なか／＼総合しにくい、住所その他不定であつたり、とにかくそこまで行つていなかつたら一応二〇%取つておいて、それから後調整しよう、こういう思想も今の現状からいつて出た思想でござります。これを推し進めて行けば預金については二〇%なり、或いはどれだけかの源泉で取つてしまつて、そらして総合の問題は今の税収入その他実態を見て、税率とも関係がありますが、当分送りこんでしまふといふ考え方も一つの考え方だと思います。配当は配当所得の金額が多いのでござりますから、これは源泉でやつて行くことは勿論行きませんが、預金につきましてはそういう点が考えられるのじやないかという気持を持つております。

が、総体の金額が少い。多くのものは税を免れて いる。たまくつかまつておるものには相当多額のものを納めておるという立合になつて、非常に不均衡になつておる。殊に近頃のように会社の増資に当つて無償増資が盛んに行われるような場合に、これはとても実行はできない。この譲渡所得に対する課税はイギリスでは全然やつておりますから、これはやはり証券業者の要望の通り無税にして源泉で比例税で課税しておるというような状況でありますから、これはやはり証券業者の要望の通り無税になると同時に、不動産の譲渡所得もこの際当分の間無税にするというようになつてしまして、銀行預金及び有価証券の譲渡所得に対する課税を租税特別措置法によつて当分の間されいさつぱり停止いたしまして、産業界の発展の上に税制の上でも寄與できるように努めるべきではないかと思ひますが、如何ですか。

があるといふけれども、こういふよ  
うならしのない発行の仕方をしていな  
い。割増金を附けるが、その代り利廻  
は低くしておつて、そうして割増金附  
の興味で以つて浮動資本を吸収すると  
いうのが、日本の過去の三回の経験な  
であります。従つてこういふ制度を  
考へる場合には、それらの点も十分お  
考へになつて銀行預金全般に対する方  
針、或いは有価証券に対する方針等も  
統一的に考へておやりになる必要があ  
るのじやないか。如何にもこれは銀行  
業者の割増金附の預金に対してびくび  
くして御機嫌を損じないよしなやり方  
をしているように思ひますが、如何で  
しようか。

よくなことで、抽せんというよくなことをもまあ考えて見たらどうかといったようなことでありましたが、そういうことをやれば或いは浮動購買力の吸収ということに役立つかも知れませんが、そういうことを差つてはしないということを以上は横流れ資金の吸収だと思います。そういう点から見てこの際大臣に一点伺つておきたいのですが、外資導入ということは現在の政府で以つて吉田内閣成立以来もう何ヵ年かに亘つて大きく言つているのです。ところが実際においてこの国民貯蓄債券の大体一年間の吸収が六十億見当、その六十億と同じくらいの外資導入が現在までにはやつていらないといったような経過になつてゐるわけです。いわゆる声ばかり大きくて実効が上つていないということになつてゐるのです。今回又外資に関する法律の改正が出て、この外資の導入ということについても現政府が積極的に乗り出すということの意図も窺われるわけであります。併し外資導入について先般日本軽金属問題等については、大蔵大臣は何か根本精神と相反するもののよくな御意見を持たれているようにも新聞には出していたのですが、一体どの程度今後外資というものを導入するのが我が国の経済界に最も適当であるか、この根本方針をこの點伺つておきたいと思ひます。

につきまして外資導入に差支えのある場合があります。例をば日本はたくさん持つているじやないかといふ議論がある。又他面には外貨が相当日本にあるから日本経済は強いのだという信用の面から益することもあるのであります。が、大体私は日本ではほかの状況を見まして、六、七億ドルくらいのところを考えております。七億ドル或いは八億ドルあれば通常の……、今の状態では貿易決済準備は六億ドルくらいでいいのではないか、そこで外貨の使用を今民間に懲懲いたしてはいるのであります。今日日本の設備の近代化、或いは電力開発等には相当金が要りますので、私はできるだけ早い機会に沢山のものを入れて、その外資にマッチするよう産業復興をやつて行きたい、こう考えて各方面の努力をいたしてはいる次第であります。

のであります。私は申上げますが、先ず外資を日本軽金属が導入する場合において、外資により経営提携をした、経営提携した場合に、日本のアルミニウム会社で一番困つてるのは原料の獲得でございます。原料の獲得は、今日のC.I.Fで大体二十ドルから二十一ドル、向うのマレーから参りますと、十ドル乃至十一ドルくらいになつております。これはアルミは相当高いが、これを普通のベースで獲得し得る見通しがついているか、これを聞きましたところその説明がないというのです。この点が第一号でございます。株を半分持たせた場合、今までより高いものを売りつけられては立ち合ははずがございません。第二段の問題は、五十円拂込みのものを六十円で売ることが適当なりや否や、御承知の通りあの会社は、六億二千万円の拂込みでございません。第三段の問題は、五十円拂込みのものを六十円で売ることが適当なりや否や、御承知の通りあの会社として、再評価が三十億となつております。借入金、外部債はこれは大してございません。資本の三、四倍しかございません。而してあの規模を見ますと、自分のところを発電する水力発電が十一二万キロございます。あの蒲原その他工場の財産は相当のものでござります。私はここで大蔵大臣としていくらとは申しませんが、今十一、二万キロの水力発電だつたらどのくらいでありますか、あれは昭和十一、三年にドイツから入れてやつているのであります。今は全部が動いておりませんが、相当の資産価額のものであります。而も日本のアルミ工場の七割程度、今生産高は六割程度であります。工場の設備その他としては七割程度のものでござります。若しこれを倍額増資して六億二千万円を投しますと、約百八十万ド

ルで東洋一の工場ができます。この資産は非常なものであります。設備能力の五万五千トンの設備と申しますと、全得でございます。原料の獲得は、今日のC.I.Fで大体二十ドルから二十一ドル、向うのマレーから参りますと、十ドル乃至十一ドルくらいになつております。これはアルミは相当高いが、これを普通のベースで獲得し得る見通しがついているか、これを聞きましたところその説明がないというのです。この点が第一号でございます。株を半分持たせた場合、今までより高いものを売りつけられては立ち合ははずがございません。第二段の問題は、五十円拂込みのものを六十円で売ることが適当なりや否や、御承知の通りあの会社として、再評価が三十億となつております。借入金、外部債はこれは大してございません。資本の三、四倍しかございません。而してあの規模を見ますと、自分のところを発電する水力発電が十一二万キロございます。あの蒲原その他工場の財産は相当のものでござります。私はここで大蔵大臣としていくらとは申しませんが、今十一、二万キロの水力発電だつたらどのくらいでありますか、あれは昭和十一、三年にドイツから入れてやつしているのであります。今は全部が動いておりませんが、相当の資産価額のものであります。而も日本のアルミ工場の七割程度、今生産高は六割程度であります。工場の設備その他としては七割程度のものでござります。若しこれを倍額増資して六億二千万円を投しますと、約百八十万ド

ルで東洋一の工場ができます。この資産は非常なものであります。設備能力の五万五千トンの設備と申しますと、全得でございます。原料の獲得は、今日のC.I.Fで大体二十ドルから二十一ドル、向うのマレーから参りますと、十ドル乃至十一ドルくらいになつております。これはアルミは相当高いが、これを普通のベースで獲得し得る見通しがついているか、これを聞きましたところその説明がないというのです。この点が第一号でございます。株を半分持たせた場合、今までより高いものを売りつけられては立ち合ははずがございません。第二段の問題は、五十円拂込みのものを六十円で売ることが適当なりや否や、御承知の通りあの会社として、再評価が三十億となつております。借入金、外部債はこれは大してございません。資本の三、四倍しかございません。而してあの規模を見ますと、自分のところを発電する水力発電が十一二万キロございます。あの蒲原その他工場の財産は相当のものでござります。私はここで大蔵大臣としていくらとは申しませんが、今十一、二万キロの水力発電だつたらどのくらいでありますか、あれは昭和十一、三年にドイツから入れてやつしているのであります。今は全部が動いておりませんが、相当の資産価額のものであります。而も日本のアルミ工場の七割程度、今生産高は六割程度であります。工場の設備その他としては七割程度のものでござります。若しこれを倍額増資して六億二千万円を投しますと、約百八十万ド

ルで東洋一の工場ができます。この資産は非常なものであります。設備能力の五万五千トンの設備と申しますと、全得でございます。原料の獲得は、今日のC.I.Fで大体二十ドルから二十一ドル、向うのマレーから参りますと、十ドル乃至十一ドルくらいになつております。これはアルミは相当高いが、これを普通のベースで獲得し得る見通しがついているか、これを聞きましたところその説明がないというのです。この点が第一号でございます。株を半分持たせた場合、今までより高いものを売りつけられては立ち合ははずがございません。第二段の問題は、五十円拂込みのものを六十円で売ることが適當なりや否や、御承知の通りあの会社として、再評価が三十億となつております。借入金、外部債はこれは大してございません。資本の三、四倍しかございません。而してあの規模を見ますと、自分のところを発電する水力発電が十一二万キロございます。あの蒲原その他工場の財産は相当のものでござります。私はここで大蔵大臣としていくらとは申しませんが、今十一、二万キロの水力発電だつたらどのくらいでありますか、あれは昭和十一、三年にドイツから入れてやつしているのであります。今は全部が動いておりませんが、相当の資産価額のものであります。而も日本のアルミ工場の七割程度、今生産高は六割程度であります。工場の設備その他としては七割程度のものでござります。若しこれを倍額増資して六億二千万円を投しますと、約百八十万ド

ルで東洋一の工場ができます。この資産は非常なものであります。設備能力の五万五千トンの設備と申しますと、全得でございます。原料の獲得は、今日のC.I.Fで大体二十ドルから二十一ドル、向うのマレーから参りますと、十ドル乃至十一ドルくらいになつております。これはアルミは相当高いが、これを普通のベースで獲得し得る見通しがついているか、これを聞きましたところその説明がないというのです。この点が第一号でございます。株を半分持たせた場合、今までより高いものを売りつけられては立ち合ははずがございません。第二段の問題は、五十円拂込みのものを六十円で売ることが適當なりや否や、御承知の通りあの会社として、再評価が三十億となつております。借入金、外部債はこれは大してございません。資本の三、四倍しかございません。而してあの規模を見ますと、自分のところを発電する水力発電が十一二万キロございます。あの蒲原その他工場の財産は相当のものでござります。私はここで大蔵大臣としていくらとは申しませんが、今十一、二万キロの水力発電だつたらどのくらいでありますか、あれは昭和十一、三年にドイツから入れてやつしているのであります。今は全部が動いておりませんが、相当の資産価額のものであります。而も日本のアルミ工場の七割程度、今生産高は六割程度であります。工場の設備その他としては七割程度のものでござります。若しこれを倍額増資して六億二千万円を投しますと、約百八十万ド

ルで東洋一の工場ができます。この資産は非常なものであります。設備能力の五万五千トンの設備と申しますと、全得でございます。原料の獲得は、今日のC.I.Fで大体二十ドルから二十一ドル、向うのマレーから参りますと、十ドル乃至十一ドルくらいになつております。これはアルミは相当高いが、これを普通のベースで獲得し得る見通しがついているか、これを聞きましたところその説明がないというのです。この点が第一号でございます。株を半分持たせた場合、今までより高いものを売りつけられては立ち合ははずがございません。第二段の問題は、五十円拂込みのものを六十円で売ることが適當なりや否や、御承知の通りあの会社として、再評価が三十億となつております。借入金、外部債はこれは大してございません。資本の三、四倍しかございません。而してあの規模を見ますと、自分のところを発電する水力発電が十一二万キロございます。あの蒲原その他工場の財産は相当のものでござります。私はここで大蔵大臣としていくらとは申しませんが、今十一、二万キロの水力発電だつたらどのくらいでありますか、あれは昭和十一、三年にドイツから入れてやつしているのであります。今は全部が動いておりませんが、相当の資産価額のものであります。而も日本のアルミ工場の七割程度、今生産高は六割程度であります。工場の設備その他としては七割程度のものでござります。若しこれを倍額増資して六億二千万円を投しますと、約百八十万ド

なくてむずかしいじゃないかということよ。うな懸念も持つておる次第でありますから、従つてこいつを一つ余り型にはめずにやるとするならば、大矢さんの言われた割増金も一つ考えて、そうしてそこへ吸収して、この資金運用部費金から電通や鉄道へも出す、而も又建設資金なんかも相当つけてもらわなければと思ふのですが、こういうことも当然この百億やられるなかには考そもうちに入つておりますか。電源開発、電源開発で、電源開発のことばかりでござりますが、この点一つ……。

○國務大臣(池田勇人君) 差当たりこの六十億と見込んでいるものは電源開発のほうへ持つて行く考え方でござります。併しこれは将来は郵便貯金、簡易保険、厚生年金その他の預貯金の増加によつてきまるべき問題であります。

又電通、国鉄のほうの要求も将来起つて参りましょう。又差し向き今の住宅公庫のほうなどもつと建てたいと言つておりますし、これはこれより別に

ござりますが、とにかくこれが確実なことは、他の方面にやはり好影響があるのであります。預金部から電源開発には出せないということにはなつてないのです。若しこれがなければ国鉄や電通のほうへ行くのか、電源開発に取られる危険もありま

したので、これを集めて行こう。そういう意味で、この分は永久に将来国鉄のほうに行かないのだといふことは私は申上げられません。差し向きは今事務当局が説明した通りであります。

たいが、この百億というふうに一応限られたのは、どういう考え方で百億に定されたのか、年百億発行といふのは、されたのか、年百億発行といふのは、言われた割増金も一つ考えて、そうしてそこへ吸収して、この資金運用部費金から電通や鉄道へも出す、而も又建設資金なんかも相当つけてもらわなければと思ふのですが、こういうことも

当然この百億やられるなかには考そも

うちに入つておりますか。電源開発、

電源開発で、電源開発のことばかりで

ござりますが、この点一つ……。

○國務大臣(池田勇人君) 差当たりこの

六十億と見込んでいるものは電源開

発のほうへ持つて行く考え方でござ

ります。併しこれは将来は郵便貯金、簡易

保険、厚生年金その他の預貯金の増加

によつてきまるべき問題であります。

又電通、国鉄のほうの要求も将来起

つて参りましょう。又差し向き今の住

宅公庫のほうなどもつと建てたいと言

つておりますし、これはこれより別に

ござりますが、とにかくこれが確

実なことは、他の方面にやはり好影

響があるのであります。預金部から電

源開発には出せないということにはな

つてないのです。若しこれが

なければ国鉄や電通のほうへ行くの

か、電源開発に取られる危険もありま

したので、これを集めて行こう。そ

ういうふうに資金運用部に集めて、必

要な金を出し廻すといふなら結構だと思

うのであります。併つて額を百億に限

る定しなくていい。これはやはり銀行

やその他の金融機関からの牽制も相当

あります。それはやはりおのづから一般の金

融機関の資金吸收のルートと著しく競

争しないようにして行かなければなら

ん、そういう配慮を加えてこいつを

来るさないようにしておるわけであります。この

もう一つも八方美人に一つやつて行こ

う、こういうあなたの考え方で百億に

限定したのですか。

○政府委員(河野通一君) 金融機関か

らの牽制という意味じゃないのであり

まして、いろいろな方法で資金を集め

ました。而もこの仕組によつて調達されま

した金は、大体先ほど御説明申上げま

したよつてな電源開発とかそういうもの

に充てて参りたい。この需要面から

見ましても差り百億程度のもので大

き程度のものであれば政府で以てどうして

も面を睨み合せなければならない。百億

程度のものであれば一般金融機関の資

金吸收に大して支障も起らない。又当

面必要があれば政府で以てどうして

も面を睨み合せなければならない。百億

程度のものであれば一般金融機関の資

金吸收をいたさなければならん方面への

投資をいたさなければならん方面への

資金として、百億程度ならば晴れるで

あろうといふような両面から実は考

えておる次であります。

○菊川幸夫君 今銀行局長の話で

は、貯蓄債券に主力を注いでこれらの

金を貯めます。併しこれは関東震災

といふ、僕ら覚えているのは関東震災

と日支事變のときであります。随分

これを次から次と発行してやつたわけ

であります。ところが今度は控え目に

徹底を図つて、極力これを活用したい

といふ、僕ら覚えているのは関東震災

と日支事變のときであります。随分

これを次から次と発行してやつたわけ

うなことがあります。でも、今少しく様子をみたいと考えておられます。お話を通りに行き詰つたではありますか。私はこの輸出入銀行のプラント輸出が行き詰つたとは考えていない。輸出が行き詰つたとは考えていない。今でも七、八十億出しておると思います。これは何と申しますか、東南アジアのほうの実は民度がかなり低いのをいいます。プラント輸出といつものは、特定の地域の特定の会社のようになりますが、一般的にはないのですが、すぐ経済力その他のマッチして来ないのであります。なかへ東南アジアの貿易は今のところ急激に殖えるということはないようであります。私はこういう意味におきまして、先ず東南アジアを中心にして、南米その他に二つ開拓をしたらどうか、南米のほうは、御承知の通り民度が高うございまして、例えば自動車の輸出とか、いろいろなものがあるようあります。最近私は輸出入銀行の調査の者に向つて、南米のほうの市場開拓に行つたらどうか、行つてみようというふとになつておりますが、これは金利の点も低い越したことはありません。併し今急激に下げるというわけには行きません。まあ東南アジア開発の旗印の下に、南米と成るべく協力するようになります。そうして東南アジアの民度の上昇等をみながらやつて行けばいいのじやないか。御承知の通りこの輸出入銀行をこしらえました當時と、今の貿易との状況とはちよつと変つて来ておりまして、今スランプの状態だ。で、南米のほうの開拓に行つたらどうか、こういう気持を持つております。

○木村福八郎君 簡単なことです。が、さつきの電源開発法案に基く政府の出資について開発銀行から五十億出資され。それから貯蓄債券の収入によつて六十億、合計百十億。開発銀行から出資するものは無利子ですか。えいたします。これは出資でございまして、貸付けではございません。一般の出資と同じように無利子であります。○本村文吉君 あれは政府で出資するはずであつたのが間に合わないで、開発銀行からまあ融通する形になつた。将来、今度は政府出資に振り替えよう方向で研究したいと思つております。

○田村文吉君 それでは大臣につけお尋ねをいたしますが、設備輸出為替損失補償法の問題ですが、第一條の損失補償が重要物資の輸入の確保に貢献する設備輸出に限られておるといふ点に、私どもちよつと不満を感じるのですが、一般的のプラント輸出全部まで行つたときに、例えば鉱山の開発でありますとか、その他そういう事業に長期投資をすることによつて日本が米ドル地域以外から、そういう地域以外から重要な原料を獲得できる。その結果国際收支が均衡して行く。こういう政策をとつて行かなければ日本の将来の国際收支は行き詰るのではないか。そういう意味におきまして重宝を中心として輸入市場の転換つまり米ドル地域などからそういうボンド地域などに輸入市場が転換でくるという場合に、こういう物資は輸入をする必要があるといふことで損失補償の対象になるわけあります。

○田村文吉君 今ることは初めの政府から代つてお答え申上げますが、差り現在のところ我が國といたしましては、貿易の形は御存じのようになりますね。

○政府委員(酒井俊彦君) それじや私が、その他の問題かも知れませんが、プラント輸出であればどうすれば取入れられないこともないと思ひます。損失補償という負担をしてまで促進をすると、この二つをちよつとお伺いします。

○政府委員(酒井俊彦君) 一般的にプラント輸出全部に対しても補償したらどうかといふお話をござりますが、これは国といつしまして、いろいろ特別の損失補償という負担をしてまで促進をするのですからこれは全部が全額補償するということになると相当将来において財政負担が大きくなることを予想されます。

○田村文吉君 もう大臣から御答弁を伺う必要もないようですから、あとで政府委員から別に伺います。

○委員長(平沼彌太郎君) それではこの両案に対しても大抵の問題は大体終了したものとして差支えございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木村福八郎君 ちよつと待つて下さい。大蔵大臣に対して、実は設備輸出のこの為替損失補償は貿易政策に關係があるのです。これは通産省のほうからも聞きたいのです。私は大蔵大臣に対する質問はもうないのですけれども、通産省のほうを聞きたいのです。そういう含みを持たして……。

○委員長(平沼彌太郎君) 大臣に対する質疑は終了したものと認めて……、

「異議なし」と呼ぶ者あり

○鴻淵春次君 ちよつとその前に……

四月二十五日の参議院の建設委員会で

深水委員からの御質問に対する調達庁の意見があつたのですが、大藏当局の意見を聞いておきたいと思います。講和

前の進駐軍用の営業用の店舗等の被接

收財産に対しても、今後の駐留軍のもの

も同様に営業補償をすべきものがござ

いましますか、という深水委員の質問

に対して、調達庁の政府委員から御趣

旨に副うように、営業補償をするよう

に努力するという答弁があつたのでござ

りますが、やはり所管は大蔵省主計

局の関係にもなると思ひますので、主

計局長さんか、或いは主計官殿からこ

れに対する御意見を承わりたい。

○政府委員(河野一之君) 占領中の接

收を受けました店舗或いは百貨店いろ

いろあるわけであります。それはま

あP.Dで接收をされておりますが、お

互に一応契約といふことになつておる

ので、従つて賃貸料を拂つておるので

あります。接收に伴う事実上の損失

についてどうという規定にはなつてお

りませんで、ただ接收が解除になりま

した場合に、これを原状において回復

するという規定にはなつております。

従つて法律上は補償の問題は起らな

いのであります。併し諸般の事情に

鑑みまして、例えは農地が或る程度の

離作料を出しておるといつたような事

情ともかみ合せまして、或る程度のこ

とはなきねばんかと思ひます。ただ

まあいろいろな権衡の問題もございまして、又財政の面もございまして、今後新らしく土地その他の收用、土地收

用法等の特例によつて行われるものと

同様にというわけには必ずしも参らん

のであります。できるだけのことはいたしたいというふうに考えております。

○鴻淵春次君 今御答弁で大体わかれましたが、こういうことだけ申上げ

て希望條件を申上げておきたい。この

終戦後において進駐軍が使つておりま

した店舗は、結局その接收された会社

なり個人なりのその犠牲において、全

体の国民なり國が利益を受けておるの

でありますから、独立後において今後

駐留軍の運用のものに対して営業補償

をするという建前をとるならば、やは

り講和條約批准前の被接收店舗につい

ての補償も十分勘案して頂いてそれ

らの人々の希望に成るべく副うように

努力をして頂きたいことの希望を申上

げておきます。

○委員長(平沼彌太郎君) 本日の委員

会はこれでもつて散会いたします。

午後一時五分散会

昭和二十七年六月九日印刷

昭和二十七年六月十日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所